リウム・水酸化ナトリウム試液0.850mlを加えて37℃で10分間放置した液を検液及び比較液とする。検液及び比較液につき，水を対照として，波長600nmにおける吸光度A_T及びA_Cを測定する。また，別の２本の試験管に，基質溶液2.0mlずつを入れ，それぞれにトリクロロ酢酸溶液（１→４）0.400mlを加えて混和し，試料溶液又は比較原液0.100mlを加えて混和し，37℃で30分間加温した後，水2.5mlを加えて混和する。これらの液それぞれ0.100mlを量り，水4.0mlに加え，塩基性フェノール・ニトロプルシド試液0.850mlを加えて混合し，アスパラギナーゼ活性試験用次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液0.850mlを加えて37℃で10分間放置した液をそれぞれ検液の対照液及び比較液の対照液とする。対照液につき，水を対照として，波長600nmにおける吸光度A_{BT}及びA_{BC}を測定する。別に，基質溶液2.0mlずつを量り，５本の試験管に入れ，37℃で10分間加温し，試料溶液の代わりに，それぞれの試験管に異なる濃度の硫酸アンモニウム標準液0.100mlずつを加えて，以下検液の調製と同様に操作して得られた液につき，水を対照として，波長600nmにおける吸光度を測定する。硫酸アンモニウム標準液の硫酸アンモニウムの濃度と得られた吸光度により検量線を作成し，その傾きをａ（ml／mg）とする。次式により，酵素活性測定用アスパラギナーゼの酵素活性を求め，酵素活性が表示量の91～109％のとき，試料の酵素活性を求める。その酵素活性の単位は，操作法の条件で試験するとき，Ｌ―アスパラギンから，１分間にアンモニア１μmolを遊離させる酵素量を１単位とする。

$$酵素活性（単位／g）=\frac{A\times D_f\times 25\times 2\times 10^3}{a\times W\times 132.14\times 30}$$

ただし，Ａ：検液又は比較液の吸光度（A_T又はA_C）から対照液の吸光度（A_{BT}又はA_{BC}）を引いた値

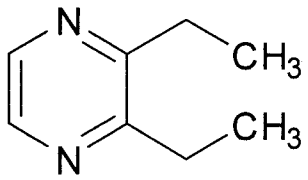
D_f：試料溶液又は比較原液の希釈係数

Ｗ：試料又は酵素活性測定用アスパラギナーゼの採取量（g）

第２のＤの次亜塩素酸ナトリウムの項の次に次の１項を加える。

２，３―ジエチルピラジン

2,3-Diethylpyrazine



$C_8H_{12}N_2$　　分子量　136.19

2,3-Diethylpyrazine　［15707―24―１］

含　　量　本品は，２，３―ジエチルピラジン（$C_8H_{12}N_2$）97.0％以上を含む。

性　　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.492～1.509

⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.956～0.976

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑴により定量する。

第２のＦの次亜塩素酸ナトリウムの項の次に次の１項を加える。

２，３―ジエチルピラジン

２，３―ジエチルピラジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２９４号

岐阜市則武231番地１　パールハイツ90―101号室

債務者　永井　容子（旧姓服部）

１　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７５号

岩手県二戸郡一戸町西法寺字平田沢12番地10

債務者　松舘　由美

１　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８２号

盛岡市茶畑１丁目16番１号　水上コーポ６号、旧住所盛岡市東仙北１丁目１番34―403号

債務者　高澤三枝子

１　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４８７号

宮城県岩沼市二木１丁目16番10―106号

債務者　大友　孝一

１　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８８号

宮城県岩沼市二木１丁目16番10―106号

債務者　大友　廣子

１　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５５５号

宮城県宮城郡松島町桜渡戸字欠ノ下49番地の17

債務者　石井　佳宏

１　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７８号

仙台市太白区日本平57番12号

債務者　庄子美佐江

１　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号

秋田県仙北郡美郷町金沢西根字北本田99番地

債務者　照井　健太

１　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　秋田地方裁判所大曲支部